

共通仕様書(清涼飲料水)

公立大学法人名古屋市立大学を賃貸人とし、不動産賃借人(自動販売機設置事業者)を賃借人とする。

なお、この共通仕様書のほか、あわせて物件別特記仕様書にも従うものとする。

1 自動販売機の機種、設置及び撤去の条件

- (1) 自動販売機本体の大きさは、物件別特記仕様書に定める設置スペース内に設置できるものとし、重量は 600kg 以下とする。
- (2) 機種は、消費電力 15 アンペア以下のものとし、またヒートポンプ型省電力タイプやノンフロン対応等環境に十分配慮した環境対応型の機種とすること。
- (3) 自動販売機及び付帯電気設備の設置並びに契約満了時の撤去に係る費用については、賃借人の負担とする。
- (4) 自動販売機の設置に当たっては、耐震対策を施すこと。その際、できる限り病院建物の躯体に負担がかからない方法で設置すること。また、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。
- (5) 使用量を計測するための子メーターを、賃借人の負担により設置すること。
- (6) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置すること。
- (7) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情の際の賃借人の連絡先を自動販売機に明記すること。
- (8) 賃借人は、自動販売機を撤去したときは、賃借人の責任と負担のもとに原状回復を行い、賃貸人の確認を受けること。

2 販売品目の条件

- (1) 酒・タバコの販売を行わないこと。
- (2) 販売価格は、標準販売価格以下とすること。
- (3) 販売品目については、物件別特記仕様書に指定がある場合は、その指定に従うこと。指定が無い場合は、缶、瓶、ペットボトル、紙パック等、密閉式の容器とすること。
- (4) 商品の具体的な構成については、物件別特記仕様書によるほか、賃貸人との協議によること。

3 維持管理責任

- (1) 賃貸人は、当該自動販売機及び付帯の電気設備等にかかる維持管理は一切行わず、賃借人の責任により維持管理するものとする。
- (2) 賃借人は、消耗品の補充及び商品の在庫・補充管理、金銭管理等自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、衛生管理及び感染症対策は、関係法令等を遵守し、徹底を図ること。

- (3) 光熱水費については、賃借人の負担とし、賃貸人が指定する期限までに全額納入すること。なお、電気料金については、賃借人が設置した子メーターの指示値により計算した使用量に本学の電気料金単価を乗じて積算した額とする。
- (4) 賃借人は、回収ボックスの使用済み容器を適切に回収・リサイクルし、周辺の清掃を行うこと。また、販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、賃貸人の指示に従うこと。
- (5) 賃借人は、自動販売機の維持管理運営にあたり、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞無く手続き等を行うこと。
- (6) 賃借人は、自動販売機設置後、定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (7) 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については、自動販売機に故障時等の連絡先を明記し、賃借人の責任において早急に対応すること。
- (8) 自動販売機の設置によって、第三者に生じた事故が、賃貸人の責に帰さない事由による場合は、賃借人が補償すること。
- (9) 賃借人は、機種の変更を行う場合は、予め賃貸人に申し出た上で、賃貸人の承諾を受けなければならない。
- (10) 賃貸人は、賃貸人の責によることが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る、盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。また、賃借人は、自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧にかかる経費は賃借人が負担すること。

4 その他

- (1) 賃借人は、賃貸人に、自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。
- (2) 賃借人は、賃貸人に、設置した自動販売機に係る月別販売数量及び月別販売金額について、賃貸人より報告を求められた場合には、速やかに報告すること。なお、報告内容については、今後の入札において販売実績として公表することがある。
- (3) 設置する自動販売機は、利用者の利便性向上を図るため、現金決済のほか、電子マネー、QRコード、またはクレジットカードによるキャッシュレス決済が可能な機器であること。
- (4) この共通仕様書、物件別特記仕様書及び不動産一時使用契約書に定める事柄のほかに協議すべき事項が生じた場合は、その都度賃貸人、賃借人協議の上定めるものとする。
- (5) 受注者は、業務を履行するに当たり、別記「情報取扱注意項目」等について遵守しなければならない。

物件別特記仕様書

施設名称：東部医療センター

公立大学法人名古屋市立大学を賃貸人とし、不動産賃借人（自動販売機設置事業者）を賃借人とします。

1. 自動販売機設置場所

種類	所在地番	設置場所（※1）	設置台数	設置可能範囲（※2）
清涼 飲料水	千種区若水一丁目 2番23号	教育・研究棟 2階 廊下	1台	2.7㎡ (幅3000mm×奥行900mm) 回収ボックス設置を含む

※1 詳細は別紙「設置箇所配置図」を参照してください。設置場所の棟は、病院職員及び委託事業者職員（以下「病院職員等」という。）のみが使用をしていますので、原則、病院職員等用の自動販売機となります。今回設置する自動販売機を、患者等の病院職員等以外の者は使用しません。現在、当該棟には清涼飲料水自動販売機はなく、新規での設置となります。

※2 回収ボックスの設置も含め、指定の面積以内としてください。

2. 契約担当課

契約担当課 東部医療センター管理課施設管理係

電話(052)-721-7171

3. 設置場所写真



電源については、既に自動販売機設置予定場所付近にコンセントが設置してあります。

4. 参考

東部医療センターの概要

(1) 病床数 498床（医療法上の許可病床数）

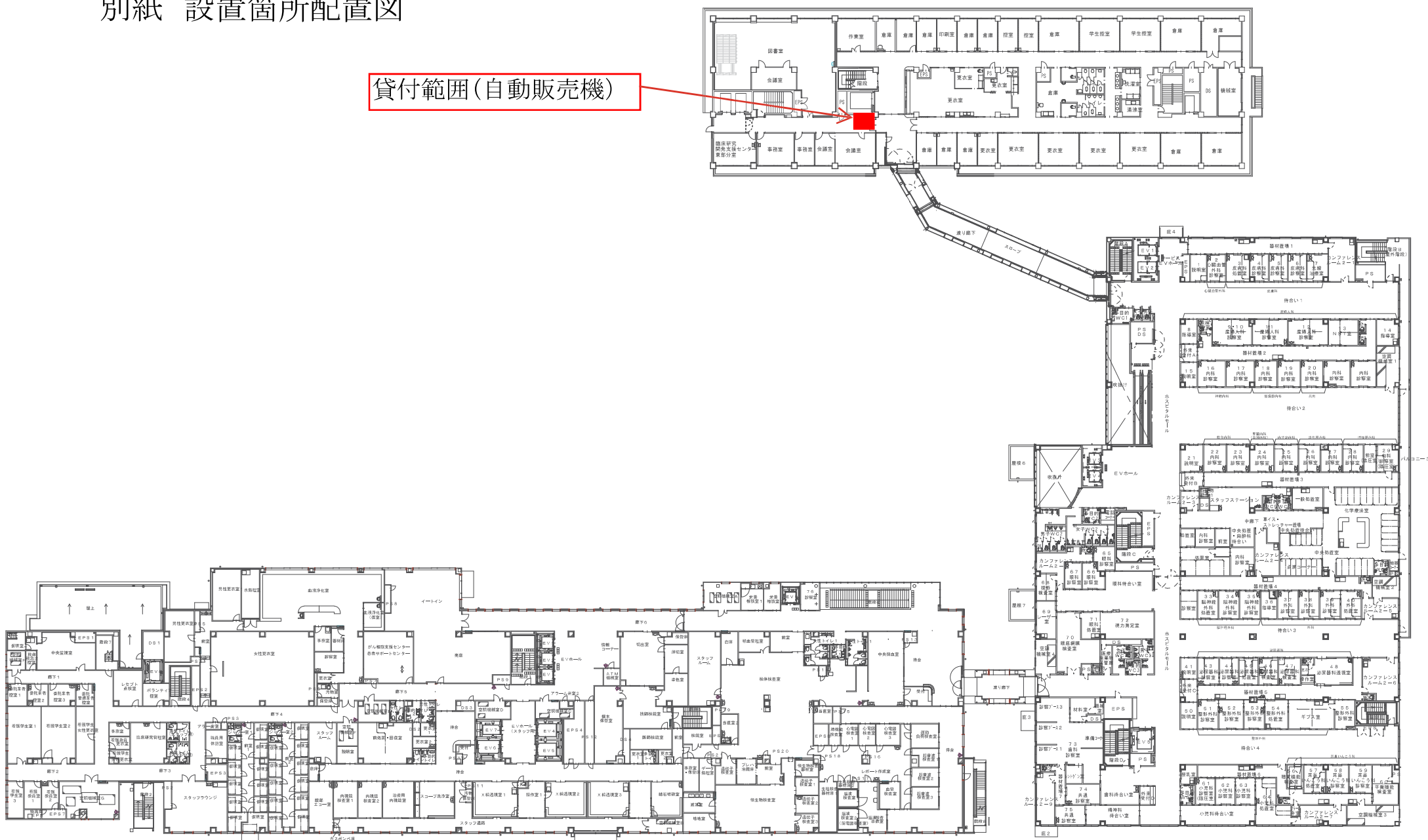
(2) 職員数（常勤・非常勤） 1079名（令和8年6月現在）

そのほか、医事業務委託、受付業務委託、清掃委託、警備委託等委託業者職員が在勤しています。



別紙 設置箇所配置図

貸付範囲(自動販売機)



2階平面図

S=1/500